

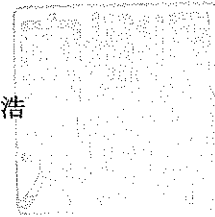
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年10月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM石巻東店
石巻市伊原津二丁目136番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦
東京都品川区南大井六丁目22番7号
- 3 変更した事項
別紙のとおり
- 4 変更の年月日
令和8年3月1日
- 5 届出年月日
令和8年9月4日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 7 縦覧期間
令和8年10月9日から令和9年2月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。